

赤ちゃんスマイル事業のご案内(こども支援課)

赤ちゃんの健やかな成長を願うとともに、飯能市が一体となって子育てを応援するため0歳児の保護者に計25,000円分の赤ちゃんスマイルクーポンを支給する事業です。

対象者

0歳児（満1歳の誕生日の属する月の前月末日まで）の保護者でこどもとともに飯能市に住民登録があり同居している方

支給内容

支給時期	支給場所	支給額
乳児健診時	健診会場 ※変更がある場合は別途ご案内いたします。	10,000円分
8か月を迎える月	子育て総合センター	15,000円分

※飯能市に転入してきた場合は、月齢に応じて支給します。

有効期間

発行から1年間

使用方法

二次元コードをスマートフォンで読み取り、飯能市デジタルクーポンに残高をチャージしてください。

飯能市が指定した取扱店で育児用品等を購入する際に使用できます。

※指定取扱店以外では使用できませんので、ご注意ください。



飯能市イメージキャラクター
夢馬（むーま）

申請方法

支給時期ごとに飯能市赤ちゃんスマイルクーポン券支給申請書を提出してください。

持ち物

- ①申請者の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード他）
- ②対象児童の本人確認書類（こども医療費受給資格証、マイナンバーカード他）

注意事項

- ・クーポンは、育児用品等の購入にお役立てください。
- ・アルコール飲料、たばこ類の購入や、商品券、プリペイドカード等、換金性があり、広域的に流通するものの購入は利用対象外です。
- ・クーポンの有効期限は発行から1年間です。期限を過ぎたものは使用できません。
- ・クーポンは、現金に換えることや他人に譲渡することはできません。
- ・クーポンは、いかなる理由があっても再発行できません。

お問い合わせ 飯能市 こども支援部 こども支援課
TEL 042-973-2111 (内線1526) FAX 042-973-2120
E-mail jido@city.hanno.lg.jp